

第 473 回岐阜地方最低賃金審議会

令和 5 年 3 月 16 日（木）16：30～

岐阜合同庁舎 5 階共用第一会議室

島田室長	<p>定刻となりました。</p> <p>本日は御多用のところ、第 473 回岐阜地方最低賃金審議会に御出席賜り誠にありがとうございます。</p> <p>本日は労働者側委員の長嶋委員が御欠席しておりますが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本会は公開審議としておりますが、傍聴の申込はございませんでした。</p> <p>それでは、ここからの進行を浅井会長にお願いいたします。</p>
浅井会長	<p>これより第 473 回岐阜地方最低賃金審議会を開催します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議題 1 「特定最低賃金改正の意向表明について」です。</p> <p>事務局から説明してください。</p>
安藤指導官	<p>令和 5 年度に特定最低賃金の新設、改正又は廃止の申出を行う場合は今年度末までにその意向表明をしていただくことになっております。</p> <p>資料 1 ページを御覧ください。</p> <p>日本労働組合総連合会岐阜県連合会会長から「岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「岐阜県自動車・同附属品製造業」、「岐阜県航空機・同附属品製造業」の 3 件の特定最低賃金について改正の意向表明がありましたことを御報告いたします。</p> <p>ここで特定最低賃金改正の申出要件について説明します。</p> <p>資料 2 ページを御覧ください。</p>

	<p>申出必要者数は、適用労働者数の概ね3分の1以上となっていますので、申出に当たっては企業内最低賃金に関する労働協約の適用労働者数がこの申出必要者数以上となることを疎明する資料を必ず添付していただくようお願いします。</p> <p>以上です。</p>
浅井会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次は、議題2「運営小委員会報告について」です。</p> <p>宮坂委員長から報告をお願いします。</p>
宮坂委員長	<p>それでは、2月16日に開催しました運営小委員会における協議内容について御報告します。</p> <p>運営小委員会では、来年度の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議方針（案）について ・ 審議日程（案）について <p>その他として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岐阜地方最低賃金審議会運営規程の改正について ・ 審議会委員の研修会等の実施について ・ 県最賃の改正諮問後における関係労使からの意見陳述について <p>以上について協議しました。</p> <p>詳細を事務局から説明してください。</p>
島田室長	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>まず、令和5年度の「審議方針（案）について」です。</p> <p>資料3ページを御覧ください。</p> <p>下線部分が変更点となっていますが、それ以外は従来どおりです。岐阜県最低賃金は令和5年10月1日の発効、特定最低賃金は令和5年12月21日の発効を目途とするとしています。</p> <p>次に、「審議日程（案）について」です。</p> <p>来年度上半期審議日程（案）について御説明します。</p> <p>資料4ページを御覧下さい。</p> <p>会長及び会長代理の選出等に係る本審を</p>

5月15日（月）午前10時から
県最賃の改正諮問に係る本審を
7月3日（月）午後2時から
中央最低賃金審議会の目安伝達及び特定最賃改正の
必要性諮問に係る本審を
7月27日（木）午後2時から
そして同日の本審終了後の午後3時から
県最賃の第1回専門部会
第2回専門部会を
8月3日（木）午後1時30分から
第3回専門部会を
8月4日（金）午後1時30分から
第4回専門部会を
8月7日（月）午前9時30分から
そして同日の専門部会終了後の午前11時から
県最賃の答申に係る本審です。
また、県最賃の答申に対する異議申し出があった場合
の本審は、
8月23日（金）午前10時からです。
そして最後に
9月11日（月）午後1時30分から
特定最低賃金合同専門部会です。
以上が来年度上半期の審議日程（案）です。
続けて「その他」の協議事項について御説明いたしま
す。これは、新年度の審議会において報告し審議する予
定ですが、この場においても報告します。
最初に、運営規程の改正についてですが、資料5ペー
ジの「岐阜地方最低賃金審議会運営規程（案）」を御覧く
ださい。第4条の下線を付した箇所が変更点です。今年
度の審議会等において、コロナウィルス感染症等による
委員の欠席により審議に少なからず影響があったとこ
ろもあり、一部委員からテレビ会議システムを利用する
方法による会議の出席を認めるよう要望があったとこ

ろです。本省でも一部実施しており、他局でも実施しているところが増えていると聞いております。

今後も同様の問題が生じる可能性もあることから、運営規定を一部改正し、会長が必要と認める場合、テレビ会議システムを利用する方法によって会議に出席できること、同方法による会議の出席は最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとするとの条項を加えることとしました。

運用にあたり様々な課題が出てくると考えられますが、すでに運用している他局の情報等を収集し、新年度の審議会でお示ししたいと考えております。

続きまして、「審議会委員の研修会等の実施について」ですが、平成29年度に実施後、各側委員から必要性について疑問が評されたことなどから研修会等を実施していませんでした。積極的に実施する必要性は認められないことなどから、現時点では令和5年度も実施しないことといたしました。

最後に、「県最賃の改正諮問後における関係労使からの意見聴取について」ですが、これにつきましては、最低賃金法第25条及び最低賃金審議会令第11条に基づき公示により意見を求めており、例年、県労連から意見書が提出されておりますが、さらに県労連からは審議会において直接意見陳述を求めるとの要請が毎年出されております。これにつきましては、「『意見の趣旨は書面で十分表明される。』とした平成26年度審議会決議を尊重する。」ということ、令和4年度も審議会で決議をいただきましたが、昨年の審議会の後も県労連から要請がありましたので、あらためて運営小委員会において御協議いただきましたところ、令和5年度においても例年どおり意見陳述は行わないとの結論となりましたことを御報告します。

以上、御報告いたします。

宮坂委員長	<p>ありがとうございました。 以上が運営小委員会における協議内容の報告です。</p>
浅井会長	<p>ただ今の運営小委員会からの報告について御意見を伺います。 まず、令和5年度の審議方針（案）について、労働者側から御意見をお願いします。</p>
隣垣委員	<p>特にありません。</p>
浅井会長	<p>使用者側はいかがですか。</p>
安藤委員	<p>特に申し上げることはございません。</p>
浅井会長	<p>異議がないようですので、この案のとおり決定いたします。 次に審議日程（案）について御意見を伺います 労働者側はいかがですか。</p>
隣垣委員	<p>10月1日発効となりますと8月7日までに答申せざるを得ないこととなります。7日は土日を挟んでいるということで大変厳しい審議になるかと思いますが、ぜひともそこまでに答えを出していただけるよう審議を進めていただきたいと思います。日程的にはこれでよいと思います。</p>
浅井会長	<p>意見として承ります。使用者側はいかがですか。</p>
安藤委員	<p>過去の流れで10月1日発効ということで考えればこういったスケジュールでお願いをしようと思っております。ただいろいろな不測の事態が発生した場合には、その時々条件に応じて柔軟な対応をとっていただくようお願い申し上げます。</p>
浅井会長	<p>柔軟な対応が必要と意見を承りました。どちらからも異議がないようですので、この案のとおり決定いたします。</p>

	<p>それでは、来年度上半期は、この日程で審議を進めてまいります。</p> <p>次に「その他」として報告ありました、「岐阜地方最低賃金審議会運営規程の改正、審議会委員の研修会等の実施、審議会における関係労使の意見陳述」については、新年度5月15日開催の審議会において改めて報告し審議することとします。</p> <p>最後、議題3「その他」ですが、事務局から何かありますか。</p>
島田室長	本日の議事は以上です。
浅井会長	以上をもちまして閉会といたします。